

2003 KSC #5
初島レース

追加帆走指示書

2003年9月27日

<< 2003 KSC 共通帆走指示書を再規定する項目のみを記述する >>

主催：JSAF加盟団体 外洋三崎
運営：JSAF加盟団体 外洋三崎・油壺フリート

1. 適用規則

- 1-1 2003KSC#5初島レース実施要項及び追加帆走指示書
 - 1-2 2003KSC特別規定、KSC共通実施要項及び共通帆走指示書
 - 1-3 海上衝突予防法
 - 1-4 JSAF特別規定 2003-2004
 - 1-5 セーリング競技規則2001-2004 (RRS)
 - 1-6 IMS2003及びIMS レギュレーションズ (IMS2003)
 - 1-7 ORCクラブ ハンディキャップルール
 - 1-8 JSAF 外洋レース規則 - 2000 (第08条は本レース通信指示書におきかえる)
- * 上記1-1~1-8に矛盾が生じた場合は、1-1が優先される。

2. 参加資格

- 2-1 有効な 2003 年版 IMS 計測証書を有し、IMS レギュレーションズ 2003 のレーサー、またはクルーザー/レーサーのディビジョンを満足している LOA 7.5m 以上の艇。アコモデーションノンファイルドの艇には、IMS レギュレーションズ 2003 は 1 章と 2 章のみ適用する。(IMS ルールブックはレース中、艇内に常備していること)
 - 2-1 有効な ORC クラブの計測証書を有し、LOA 7.5m 以上の艇。
 - 2-2 JSAF 特別規定 2003 - 2004 オフショアレース カテゴリー 4 以上を確認申請済みの艇。
 - 2-3 有効な船舶検査証を有する艇でかつ、JSAF 本部の登録艇。
 - 2-4 レース期間中以下の付保範囲を持つ有効な保険を有している艇。
 - 2-5-1 賠償責任保険
 - 2-5-2 搭乗者傷害保険 (全乗員分)
 - 2-5-3 捜索救助費用保険
 - 2-6 以下のKSCシリーズ特別規定の装備を満足している艇。
 - 2-6-1 JSAF 特別規定 2003-2004 の “ 第 4 章 0 4 . 1 及び 0 4 . 2 ” の規定を満たし、取り付け後 1 年以内のものであること。
 - 2-6-2 セイフティハーネスは最新のもので、ハーネスラインは 2 m 以内でかつラインの両端がクリップ仕様のもの。
 - * 1. 全乗員の 1/2 以上の定員を有する検査有効期限内のライフラフトの搭載を強く推奨する。
 - * 2. 乗組員全員のパーソナル高輝度ランプか、ストロボライトを携帯することを強く推奨する。
 - 2-7 無線設備が以下の条件を満たしている艇。
 - 2-7-1 JSAF 海岸局に加入し同海岸局と通信ができる (Ch71、74 が免許状に記載されている) V H F 無線 (マリオン VHF を含む) 通信局を開局している艇。
 - 2-7-2 VHF 局を開局していない艇は、相模湾全域で使用できる 2 台以上の携帯電話でも認める。
 - 2-7-3 携帯電話を用いる場合は以下の装備と条件を満たす事。
 - 2-7-3-1 携帯電話を収容出来るウォータープルーフのバッグ。
 - 2-7-3-2 艇内の電源から携帯電話のバッテリーを充電出来る装置の搭載。
 - 2-7-3-3 携帯電話の電話番号をレース委員会に通知すること。
- * 携帯電話での運用は携帯電話用外部アンテナの設置を推奨する。
- 2-8 乗員資格
 - 2-8-1 オーナーと艇長は2003年度JSAF外洋系会員であること。

2-8-2 乗員の51%以上は2003年度JSAF 外洋系会員であること。

2-9 オープン参加

正当な理由があつて有効なレーティング証書を取得できずKSCに参加できない艇は、上記適応規則(1-6、1-7を除く)と参加資格(2-1、2-2を除く)を順守しレース委員会が認めた場合は、オープン参加艇としてレースにエントリーを認める。なお、オープン参加の艇については、RRS 5 1 と同 5 2 は適用しない。

3 . 競技者に対する通告

競技者に対する通告は、レース本部前に設置された公式掲示板により行なう。

尚、参加艇各マリーナにFAXするが、FAX送付に関する救済要求は認めない。

4 . 帆走指示書の変更

4-1 2003年9月27日08:00までに公式掲示板に掲示する。

4-2 RRS 8 8 . 2 (c)により、海上での帆走指示書の変更は口頭で行う。

5 . レース旗及びクラス旗

5-1 レース旗 ; レース艇はJSAFクラブ旗・レース旗の順に掲揚し、チェックインから自艇のレースが終了するまでレース旗の下辺がデッキより1.5m以上の高さになるよう掲揚する事。

5-2 クラス旗 ; クラス旗は使用しない。

6 . スタートエリア

スタートエリアは小網代沖とする。

7 . コース

小網代沖 - 初島 (反時計廻り) - 網代埼灯浮標 (右に見て) - 小網代湾 (約4.9マイル)

8 . マークの種類

使用するマークは黄色円筒形のインフレーターブルブイとする。

9 . スタート

9-1 チェックイン

参加艇はメインセールを揚げ、L旗を掲揚した本部船または運営艇後方を右側に見て通過し、出走および乗員数の確認を受けなければならない。

9-2 スタート予告信号 9月27日(土)09:55

9-3 スタート方式

スタートはRRS 2 6、を適用する。全クラス同時スタートとし、予告信号はJSAF大バージ旗を用いる。RRS 2 9 . 1 及び 2 9 . 3 は”スタート・ラインのコース・サイドにある場合”を”スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の内側にある場合”に置きかえて読むものとする。

RRS 3 0 . 1 は”スタート・ライン又はその延長線上のコース・サイドにある場合”を”スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の内側にある場合”に置きかえて読むものとする。

スタート信号後20分を超えてからスタート・ラインを横切ってもスタートとは認めない。

10 . スタートライン

スタートラインはアウターマークとJSAF大エンサインを掲揚した本部船のマストを結ぶ線とする。

11. 運営艇

本部船には J S A F 大エンサイン を掲揚する。その他の運営艇には J S A F 小クラブバージを掲揚する。

12. 公式日の出、日没時刻

- 12-1 公式の日没時刻は9月27日 17:33 及び日の出時刻は9月28日 05:33 とする。
- 12-2 日没から日の出までの間は、海上衝突予防法を適用し、RRS 第2章は適用しない。

13. フィニッシュライン

- 13-1 小網代湾口に停泊している運営艇(ヨット)の J S A F 大エンサイン旗を掲揚したマストと アウターマーク(黄色円筒形ブイ)との見通し線とする。
- 13-2 夜間は、運営艇には停泊灯と赤灯2ヶを縦に点灯する。アウターマークにはフラッシュを点灯する。
- 13-3 夜間フィニッシュする場合は、フィニッシュの約5分前までに発光信号A符号の連送(・ ・ ・)により予告すること。また、フィニッシュ時には自艇のセールナンバーを照射すること。ケブラーセール・ブラックセール艇は光が反射し確認できないため、運営艇に対しセール番号を音声により申告しなければならない。

14. 失格に代わる罰則

- 14-1 RRS 第2章の規則違反に対し、720度回転のペナルティーを適用する。
- 14-2 RRS 第2章以外の規則違反の失格に代わる罰則として、早すぎるスタートをし、定められた方法でリコールを解消しなかった艇については、OCS に代えてタイムペナルティーとして5パーセントが所要時間に課せられる。
- 14-3 レース参加艇同志が夜間に会った場合、海上衝突予防法が適用される。ここで風を受けるげんが確認できず、自艇が被権利艇か否かが分からない場合、他の艇を避けなければならない。(海上衝突予防法第12条1項三号) また、被権利艇が権利艇の航路権を侵して、それを被権利艇が認めた場合(海上衝突予防法第12条1項一号及び二号の違反)はRRS 44.1及び44.2に準ずる扱いとする。

15. タイムリミット

9月28日(日) 00:00

上記タイムリミットまでにフィニッシュできなかった艇はDNFとなる。これはRRS 35を変更するものである。

16. 航跡図への記入

初島灯台をMAG. 0°に確認した時刻、フィニッシュ時刻、自艇の航跡、その他必要事項を正確に記入しなければならない。

17. 無線通信

- 17-1 定時ロールコールは行わない。
- 17-2 2003KSC 共通帆走指示書付則-1の通信規定に従い運用すること。
- 17-3 定められた通信を行わなかった場合は20パーセントの順位ペナルティーを課す。

18. レース本部と公式掲示板

場 所; 油壺ヨットハーバー(株)三崎マリン)
設置期間; 2003年9月27日06:00~9月28日02:00
連絡先; 電話 080-1065-5140
FAX:046-882-1770

19. レース委員長

初鹿野 詔一

以上